

## 年次検査事務取扱規程の制定について

法人タクシー事業者による交通サービスを補完するため、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した有償運送事業（以下、「自家用車活用事業」という。）に供される自動車については、道路運送車両法に基づく検査に加え、直近の継続検査等の日から起算して11か月が経過する日から12か月が経過するまでの間に道路運送車両の保安基準（以下、「保安基準」という。）への適合性を確認する年次検査を受検することが求められております。また、年次検査の実施方法については、指定自動車整備工場の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官、検査対象軽自動車においては軽自動車検査協会の軽自動車検査員が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することとなっております。

今般、これを受け、自家用車活用事業に供される自動車の保安基準適合性の確認（年次検査）に関する必要な事項を独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程（令和8年2月9日付け規程第34号）として新たに決めました。

- 独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程（令和8年2月9日付規程第34号）

<https://www.naltec.go.jp/publication/regulation/hbh5ss0000002c0r-att/i5ss5i000000047i.pdf>

- 年次検査に係るFAQはこちら

<https://www.naltec.go.jp/faq/hbh5ss0000000rkv-att/a1772089893847.pdf>

- 自家用車活用事業に関する情報はこちら（※国土交通省HP）

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr3\\_000051.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr3_000051.html)

本件についてのお問い合わせは、以下までお願いいたします。  
自動車技術総合機構 企画部企画課（TEL:03-5363-3441）